

# 小金井市暴力団排除条例 逐条解説

小金井市総務部地域安全課

(目的)

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、市民等の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。本条例は、暴力団としての組織的な活動や暴力団員としての活動を排除するものであり、暴力団員であっても、一個人としてのその者の存在を排除することや、その私生活に制限を加える趣旨のものではありません。

【解説】

- ・ 暴力団は、市民生活や事業活動の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えています。  
この条は、これらの不安要因を排除するために、市民等と行政が一体となって市民の生活及び事業活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活の確保と事業活動の健全な発展に寄与することを本条例の目的とすることを定めたものです。
- ・ 「市」とは、市長、市教育委員会などの市の執行機関の全てをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

**【趣旨】**

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

**【解説】**

- ・ 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいい、指定暴力団であるか否かを問いません。

「指定暴力団」とは、法により指定する暴力団で、「六代目山口組」、「稲川会」、「住吉会」等全国に21団体が指定されています。（平成24年3月29日現在。）

- ・ 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号に規定する「暴力団の構成員」をいい、指定暴力団員であるか否かは問いません。
- ・ 第3号の「暴力団関係者」における「暴力団と密接な関係を有する者」とは、例えば、
  - 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - 暴力団員の威力を利用する等の目的で、暴力団員を雇用している者
  - 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

○ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

等が挙げられますが、暴力団員の妻や親族等、単に血縁関係・親族関係を有する事実のみをもって、直ちに暴力団関係者と判断するものではなく、組織やその組織の一員としての暴力団もしくは暴力団員との関係で判断されます。

また、「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、

○ 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、その暴力団員が主催するゴルフコンペに参加している場合

○ 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、頻繁に飲食を共にしている場合

○ 誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合

○ 暴力団員が関与する賭博等に参加している場合

等が挙げられます。

・ 第4号の「市民等」とは、市内において住居を有する者（住民登録の有無は問わない。）のほか、通勤や通学などのため市内に一時的に滞在している者も含まれます。

・ 第5号の「事業者」とは、事業（一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいう）を行う法人又は個人をいい、その行う事業が営利を目的とするものであるか否かは問いません。

その事業における「準備行為」とは、例えば、工場建設の計画段階など、事業開始以前の段階における行為をいいます。

「その他の団体」とは、一般的に、事業者は法人格を有する法人であることが多いと考えられますが、例えば、マンションの管理組合のような法人格を有しない任意の組合であっても「事業」を行う主体であることから法人と並べて「その他の団体」として規定しています。

・ 第6号の「暴力団排除活動」とは、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除するためのあらゆる活動を想定しています。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等及び警察その他関係機関の連携及び協力により推進するものとする。

【趣旨】

本条は、市から暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

【解説】

- ・ 「市民の生活及び市の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在」とは、暴力団が法第2条第2号で定義される集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、そして、青少年に与える悪影響や対立抗争発生時における周辺住民の巻き添え等、暴力団の存在自体が市民の安全で平穏な生活を脅かし、しかも組織的に行使する暴力とその威力を利用した資金獲得活動により社会経済の健全な発展をも大きく阻害している存在であることをいいます。
  - ・ 「暴力団と交際しないこと」とは、具体的に
    - 暴力団員と会食しない
    - 暴力団が主催するゴルフコンペに参加しない
    - 暴力団が主催する冠婚葬祭に出席しない
    - 祭礼等の際、暴力団員から奉納金等を受け取らない
    - 暴力団員と盆暮れ等の贈答品の付き合いをしない等が考えられます。
- また、市民等が暴力団と交際しないことを徹底すれば、暴力団に対して「恐れる」「資金を提供する」「利用する」ことはあり得ず、一切の関係を遮断することができます。
- ・ 「暴力団を利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用することをいいます。また、暴力団員を労働力として利用する場合等も「暴力団を利用」に当たります。
  - ・ 「その他関係機関」とは、法第32条の3（都道府県暴力追放運動推進センター）第1項の規定により東京都公安委員会から東京都暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター又は市内の地域住民や職域によって設置された機関又は暴力団排除活動を目的とする機関等をいいます。
  - ・ 「連携及び協力により」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市、市民等及び警察等が一丸となって、社会全体で暴力団排除に取り組むという姿勢をいいます。

(市の責務)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、警察その他関係機関（以下「警察等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

**【趣旨】**

本条は、暴力団排除のために市の果たすべき役割を明示したもので、市が、市民等の協力を得るとともに、警察等の関係機関との連携を図ることにより、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを規定したものです。

**【解説】**

- ・ 「市民等の協力を得る」とは、市単独で暴力団排除活動を行うのではなく、市民等と連携、協力しながら推進していくことをいいます。
- ・ 「暴力団排除活動に関する施策」とは、本条例第6条から第13条までの施策を始め、市が実施する暴力団排除に関する施策全般をいいます。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市又は警察等に当該情報を提供すること。
- (2) 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

【趣旨】

本条は、市からの暴力団排除における市民等の役割の重要性を踏まえ、努力義務ではあるものの、市民等に果たしてもらいたい責任を規定したものです。

【解説】

- ・ 第1号の「暴力団排除活動に資すると認められる情報」とは、市民等が社会生活や事業活動を通じて得た暴力団に関する様々な情報を意味し、犯罪行為の訴え出だけでなく、暴力団による不動産の取得に関する情報などの正当な行為に関する情報であっても、暴力団の活動実態を認知しうる情報であれば暴力団の排除活動に資する情報と認められます。

具体的には、

- 暴力団又は暴力団員の関与する犯罪
- 暴力団〇〇組は△△商店街でみかじめ料を徴収している
- 〇〇マンションには、暴力団関係者が多数出入りしている
- 暴力団〇〇組は、企業△△社に対し、観葉植物レンタルを装い利益供与を求めている

等が挙げられます。

「当該情報を提供する」とは、提供された情報に基づき暴力団の排除活動をより効果的に推進していくことを目的として、広く市民等に情報提供に係る努力義務を課すことをいいます。

なお、市民等からの情報提供については、通報、文書等を通じて、市、小金井警察署及び東京都暴力追放運動推進センターにおいて受理し、相互に連携を図りながら対応します。

- ・ 第2号の「暴力団排除活動に関する施策」とは、第4条における「暴力団排除活動に関する施策」のとおりです。
- ・ 第3号の「自主的に」とは、市民等が、市が実施する暴力団排除活動に受動的に参加するだけでなく、自ら主体的に決意し、行動を起こし、暴力団排除に向けて立ち上がることをいいます。
- ・ 「相互に連携して」とは、暴力団の組織性に対抗するため、個々の市民等が力を合わせ、一丸となって暴力団排除活動に取り組むことをいいます。

(行政対象暴力に対する対応方針の策定等)

第6条 市は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為(同条第25号に掲げる行為を除く。)その他の行政対象暴力(暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、市又は市の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。)を防止し、市の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、市が実施する事務又は事業が公平性を保ちつつ職員の安全を確保できるよう、市が行政対象暴力への必要な措置を講ずるよう規定したものです。

**【解説】**

- ・ 「行政対象暴力」とは、暴力団関係者が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為をいい、法第9条第21号から第27号(同条第25号に掲げる行為を除く。)までに掲げる行為をいいます。  
具体的には、許認可申請が法定の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可をするよう不当に要求したり、入札参加資格のない暴力団関係企業を公共工事の入札に参加させるよう不当に要求するなど行政機関の権限を自己又は第三者の利益となるよう行使させることを目的とするもの、機関紙の購読、物品の購入等名目のいかんを問わず、行政機関又はその職員から不当に金品を得ることを目的とするもの等があります。
- ・ 「具体的な対応方針」とは、行政対象暴力対応マニュアルの作成や有事における所轄警察署との連絡体制の構築などが考えられます。
- ・ 「その他必要な措置」とは、具体的に
  - 法令順守、適正な職務執行に係る研修等
  - 契約から暴力団関係者を排除する標準契約書の作成
  - 警察官等の専門家による研修会や対応訓練(ロールプレイング)の実施等が挙げられます。

(市の事務事業における暴力団排除措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この条において「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等、市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、当該市の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとし、暴力団関係者に該当すると認めるときはその旨を公表することができる。

#### 【趣旨】

本条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないよう、事務又は事業について必要な措置を講ずるとする市の責務を規定したものです。

#### 【解説】

- ・ 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のほか、市が実施する事務又は事業の全てをいいます。
- ・ 「市が締結する売買、貸借、請負その他の契約」とは、地方自治法第234条第1項に規定する売買、貸借、請負その他の契約を指し、当市においては、小金井市契約事務規則に基づく契約をいいます。
- ・ 「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する」とは、市の事務又は事業を通じ、暴力団の活動、又は暴力団組織の維持や運営に結果として役立つような利益を与えることをいいます。
- ・ 「関与」とは、契約の当事者となることに限らず、その契約の仲介をすることや自らの影響力を行使して契約内容に影響を与えるなど、広く契約内容及び契約成立にかかわることをいいます。
- ・ 「必要な措置」とは、市の契約については、**小金井市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、市が発注する工事等の契約から暴力団関係者を排除するため、暴力団関係者でないことの確認や暴力団関係者を入札に参加させないこと及び契約を解除すること等の措置をいいます。**

なお、市の事業の中には、制度の趣旨等から事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に事業の対象から排除することが適当でないもの（例えば、生活保護の給付は、交付対象が暴力団員であっても、当該暴力団員について保護の急迫性が認められる場合は、保護する必要がある。）や、市長が行う許認可事務であるものの、欠

格事由は法律により定められており、暴力団員であることが法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられることから、市の行う事業からの暴力団排除の措置を講じる場合は、

- 法律等により、地方自治法に委任された事務等であるか(暴力団の排除に関し、市が裁量権を有するか否か)
- 事業の実施に当たり、暴力団の関与の可能性はあるか
- 事業の性質上、暴力団の利益となる可能性はあるか
- 暴力団排除の実効性はあるか

等を勘案し、それぞれの事業ごとに「必要な措置」を講じていく必要があります。

(給付金の交付等における措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付又は貸付金の貸付け（以下この条において「給付金の交付等」という。）により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することと認めるときは、当該給付金の交付等の決定をせず、又は決定を取り消すことができる。

**【趣旨】**

本条は、補助金等の給付行政においても、税金が暴力団の資金源とならないよう、必要な措置を講ずることを規定したものです。

**【解説】**

- ・ 「補助金」とは、行政主体が、事業、研究の育成助長等、公益の必要に基づき交付する金銭的給付をいい、実際の名称としては、補助金のほか、補給金、助成金、奨励金、給付金、交付金、負担金等をいいます。
- ・ 「利子補給金」とは、低利又は無利子で融資を行うことを可能にさせるため、国又は地方公共団体が金融機関に給付する補給金のことをいいます。
- ・ 「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する」とは、給付金の交付等を通じ、暴力団の活動、又は暴力団組織の維持や運営に結果として役立つような利益を与えることをいいます。

なお、給付事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当でないものもあり、給付対象の個別具体的な状況等を判断する必要があります。

(公の施設における措置)

第9条 市長もしくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理するものをいう。第14条第1項において同じ。)は、市が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認めるときは、当該公の施設の利用の許可もしくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可もしくは承認を取り消すことができる。

【趣旨】

本条は、市が設置する公の施設を暴力団が利用することにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認める場合に、その公の施設を利用させないための必要な措置を講ずることを規定したものです。

【解説】

- ・ 「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項に規定する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」のうち、市が設置する施設をいい、会議、集会、行事等を行うことのできる施設をいいます。

具体的には、

- 市民会館
- 小金井市民交流センター
- 小金井市総合体育館

等が挙げられます。

- ・ 「暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるもの」とは、公の施設の利用の目的又は内容が、暴力団の活動、又は暴力団組織の維持や運営に結果として役立つような利益を与えることをいいます。

なお、暴力団員や暴力団関係者が、本人又は家族等で公の施設を利用する場合など、私生活に係ることについては条例の趣旨と異なるため、排除の対象とはなりません。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めるため、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものです。

【解説】

- ・ 「暴力団排除活動の重要性について理解を深める」とは、市民等に暴力団の実態及び情勢について正しい知識や理解を深めてもらい、暴力団排除意識の高揚を図ることが不可欠です。そのためには、市が積極的に広報及び啓発を行うことにより、その重要性を市民等に浸透させていく必要があります。
- ・ 「警察等と連携し」とは、広報及び啓発を行うに当たっては、市は暴力団排除に関する知識や情報を有する警察や東京都暴力追放運動推進センター等との連携を強化していくことを意味しています。

(市民等に対する支援)

第11条 市は、市民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市民等による暴力団排除活動の活性化を促すとともに、暴力団排除活動の実効性をより高めることを目的として、市民等による自主的な暴力団排除活動に対し、市が必要な支援を行うことを規定したものです。

【解説】

- ・ 「自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができる」とは、市が市民等に対して支援を行うことを明示することにより、市の役割を明らかにするとともに、市民等が躊躇なく暴力団排除活動に立ち上がれるよう市の支援を保障する意味も有しています。
- ・ 「情報の提供、助言その他必要な支援」とは、市が暴力団排除活動に資する情報（市内の暴力団情勢や暴力団犯罪の検挙事例等）を警察等と連携しながら市民等に提供することをいいます。

具体的には、

- 市民等が実施する暴力団排除を目的とした行事やキャンペーン等に関する協力及び後援
- 地域における暴力団排除のための活動をしている団体等に対する公共施設の貸し出し
- 暴力団排除活動に関する知識の普及や気運の醸成を図るための広報及び啓発等が考えられます。

(青少年に対する措置等)

第12条 市は、青少年（18歳未満の者をいう。以下この条において同じ。）の教育又は育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう、指導、助言その他の必要な措置を講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、暴力団への加入の勧誘その他暴力団による青少年への悪影響を遮断するとともに、暴力団による犯罪被害から青少年を守るためには、青少年に対する暴力団排除に関する教育が重要であることから、青少年の教育又は育成に携わる者に対して必要な支援を行うことを規定したものです。

【解説】

- ・ 「青少年」とは、都条例において「青少年」を18歳未満としていることから、本条例においても都条例と合せたものです。
- ・ 「青少年の教育又は育成に携わる者」とは、学校教育に携わる者に限定せず、
  - 青少年の保護者
  - 青少年を雇用している職場において、青少年を指導監督する立場にある者
  - その他青少年を助言及び指導出来る立場にある者など、その対象は広範にわたります。
- ・ 「指導、助言その他の必要な措置」とは、暴力団は組織の存続のためには人材の確保が必要であり、とりわけ青少年は、暴力団に対する誤った印象や憧れを抱きやすいことから、暴力団が青少年に対して勧誘活動を繰り返している現状にあります。暴力団から青少年の教育又は育成に携わる者は、警察等と連携し青少年に対して
  - 暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入防止の指導
  - 誤った印象を改めさせるために暴力団の悪性を教示
  - 暴力団の資金源となる薬物を乱用しないよう指導
  - 暴力団からの犯罪の被害を受けないための助言
  - 暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等、暴力団排除に関する教育に必要な教材を提供
  - 相談への対応
  - 教育現場の合同パトロール等を行うことをいいます。

(市民等の安全確保のための措置)

第13条 市長は、市民等が暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団もしくは暴力団員から危害を受けるおそれがあると認めるとき、又は暴力団員の祭礼、興行その他の公共の場所における行事への関与その他の暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により市民等に迷惑をかけ、もしくは危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察署の長に対し、市民等の安全で安心な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

【趣旨】

本条は、市民等が暴力団排除活動に取り組んだこと等により、暴力団もしくは暴力団員から危害を受けるおそれがあると認める場合など、市民等の安全・安心な生活を確保するため規定したものです。

【解説】

- ・ 「祭礼、興行その他の公共の場所における行事」とは、
  - 市内の祭礼
  - 映画、演劇、スポーツ等の催し物等の各種行事をいいます。
- ・ 「必要な措置」とは、市民等が暴力団排除活動に取り組んだこと等により、暴力団もしくは暴力団員から危害を受けるおそれがある場合があることから、市民等が安心して暴力団排除活動に取り組めるよう、市が警察の長に対し保護措置を講ずるよう要請できることとしました。

保護措置については、都条例第14条で規定され、暴力団排除活動により暴力団及び暴力団員から危害を受ける恐れがあると認められる者（保護対象者）に対し、警察官による警戒活動等の措置を講ずることを定めています。

また、都条例第21条において、暴力団員に対する利益供与を拒絶するなどの暴力団排除活動を行う方に対し、つきまとい等のいやがらせ行為をすることを禁止しています。

保護の対象者は、

- 暴力団排除活動の中心的な活動をしている者
- 暴力団からの不当要求を拒絶している者
- 暴力団犯罪を立証するために必要な証人又はその裁判で証言した者
- 暴力団の取締に関する業務を行っている者

また、警察官による警戒活動には、

- 保護対象者の直近又は周辺に警察官を配置すること
- 保護対象者の住居に対する固定警戒又は立ち寄り警戒

その他、暴力団員に対して行う警告や保護対象者に対する精神的なサポート等があります。

(個人情報の収集及び提供)

第14条 小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)第3条第2号に規定する実施機関(次項において「実施機関」という。)及び指定管理者は、この条例に基づく暴力団の排除のために必要となる同条第1号に規定する個人情報(次項において「個人情報」という。)を、必要かつ最小限の範囲内で収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づく暴力団の排除のために必要があると認めるときは、実施機関が保有している個人情報のうち必要と認めるものを警察等に提供することができる。

#### 【趣旨】

本条は、暴力団排除のために必要となる個人情報の収集及び提供について規定したものです。

#### 【解説】

- ・ 第1号の「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び土地開発公社をいいます。
- ・ 「必要かつ最小限の範囲内で収集」とは、市における公の施設の利用及び補助金の給付等から暴力団を排除するため必要な情報であって、むやみに個人情報を収集するものではありません。事務の相手方(申請者、利用者、使用者、契約者等)が暴力団又は暴力団関係者として疑うに足りると認められる場合、収集を行うことをいいます。  
「暴力団又は暴力団関係者として疑う」とは、事務の相手方の言動、風体等から暴力団又は暴力団関係者であるか総合的に判断するものとします。
- ・ 第2号の「警察等」とは、警察及び東京都暴力追放運動推進センターのことをいいます。
- ・ 「実施機関が保有している個人情報のうち必要と認めるもの」とは、暴力団又は暴力団関係者であるか警視庁へ照会確認するための情報であり、具体的には、
  - 住所又は所在地
  - 氏名又は法人名
  - 生年月日
  - 意見聴取(打合せ記録簿)等をいいます。
- ・ 「提供する」とは、実施機関が収集した個人情報について、市民等からの通報や報道、出版、警察からの情報提供により、暴力団又は暴力団関係者であるおそれがある

場合、照会を行うことをいいます。

なお、市が収集し、警察等に提供した暴力団排除に係る個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、市の事務事業からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとして取り扱われます。

警察に提供した個人情報については、警視庁文書管理規定（平成13年訓令甲第6号）に基づき、3年間保存されます。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**【趣旨】**

この条例に規定する事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長が別に定めることを定めたものです。